（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十三人以内を、徴収課に、国税実査官二十人以内を置く。

［２・３　略］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十六人以内を置く。

［２・３　略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十七人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千五百八十一人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千三百三十三人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十三人以内を置く。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十年法律第五十七号）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）を実施するため、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する	次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）。